

スクールバス置き去り防止装置の設置について

1 事業概要

スクールバスへの児童・生徒の置き去り防止事故を未然に防ぐため、国土交通省において策定された「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合する降車時確認式の事故防止安全管理装置を、ジャンボタクシーで運行する1路線を除く全13路線のスクールバスに設置する。

2 備える構造と機能

- 乗員の降車の際、運転手等が車内に置き去りにされた乗員がいないか確認した上で入力可能な押しボタン等の構造
- 車内に向けて警報を発して運転手等に置き去りにされた乗員がいないか車内の確認を促す機能
- 車内に向けて警報を発してから長時間確認が完了した操作がなされない等、運転手等が社内の確認を忘れて車から離れようとしている場合において、車外に向けて警報を発して乗員の置き去りの可能性があることを知らせる機能

■ システム・機器構成



3 その他

幼稚園、特別支援学校の送迎用バスでは令和5年4月1日から当該装置の設置が義務付けされている。

また、小学校、中学校等の送迎用バスでは当該装置の設置が義務付けられてはいないものの、文部科学省の「送迎用バスの改修支援事業」(バス改修支援事業道補助金)により、設置に際して1台当たり8.8万円を上限に補助金の交付を受けられる。